

山梨県公報

第千三百三十九号

平成十四年

十一月二十八日

木曜日

目次

道路の区域変更…………… 六二五
 道路の供用開始(四件)…………… 六二五
 建築基準法施行規則第十一条の三第一項の区域の指定の全部改正…………… 六二六
公安委員会
 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正…………… 六二六
 遊技機の型式の検定…………… 六三一

告示

山梨県告示第四百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十四年十一月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡高根町大字箕輪字大林原三二九八番の三地先から北巨摩郡高根町大字箕輪新町字西上木戸一〇八三番の一地先まで	一七・〇 五八・〇	七・二丁 一五・〇	三三二〇・〇	三二六三・〇

山梨県告示第四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十四年十一月二十八日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大幡初狩線	大月市初狩町中初狩字岩名二五一四番地先から大月市初狩町中初狩字柿久保二六三番の一地先まで	六三〇・〇	平成十四年十二月二日

山梨県告示第四百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十四年十一月二十八日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	大月市七保町大字瀬戸字小俣川五九番の一地先から大月市七保町大字瀬戸字小俣川五一番の一地先まで	九三・六	平成十四年十一月二十八日

山梨県告示第四百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十四年十一月二十八日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	茅野小淵沢 葎崎線	北巨摩郡長坂町大字長坂下条字清水頭五三九番の一三地从先から北巨摩郡長坂町大字塚川字三ヶ墓二八〇五番の一地从先まで	二五二・〇	平成十四年十一月二十八日

山梨県告示第四百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十八日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	茅野小淵沢 葎崎線	北巨摩郡長坂町大字中丸字市ノ沢七四八番の一地从先から北巨摩郡長坂町大字長坂上条字高松三〇六九番地先まで	八四〇・〇	平成十四年十一月二十八日

山梨県告示第四百八十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十一条の三第一項の区域の指定(平成十三年山梨県告示第四百二十三号)の全部を次のように改正し、平成十四年十二月二日から施行する。

平成十四年十一月二十八日

山梨県知事 天 野 建

甲府市の区域を除く県内全域(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百四十八条第一項に規定する事務については、富士吉田市の区域を除く。)

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十三号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十四年十一月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

別表第十中

一、三三二	国道二〇号	大月市初狩町中初狩二二三番地先(川上広方前)	一	大月	平成十四年一月四九・四・一一六号
-------	-------	------------------------	---	----	------------------

一、三三二	国道二〇号	大月市初狩町中初狩二六〇番地先(柴田栄造方東側交差点)	三	大月	平成十四年一月二八日告示第七十三号
-------	-------	-----------------------------	---	----	-------------------

二、八八七	村道(広域農道)	東八代郡豊富村木原六九番地先(堀内方東側)	一	南甲府	五八・二・一四一〇号
-------	----------	-----------------------	---	-----	------------

二、八八七	削除		一	南甲府	平成十四年一月二八日告示第七十三号
-------	----	--	---	-----	-------------------

四、九三五	県道甲府玉穂(新山梨環状道路南側区間)	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三二番地の一先(高橋地区公会堂南側交差点)	一	南甲府	平成十四年一月二五日告示第七十一号
-------	---------------------	----------------------------------	---	-----	-------------------

四、九三六	四、九三五	四、九三九	四、九三八	四、九三七	四、九三六	四、九三五
市道(画道市計)	梨環状(新山)	府玉穂(株)製所山梨工場西側交	村道二(号線(シルク))	市道(画道市計)	市道(画道市計)	府玉穂(株)製所山梨工場西側交
甲府市大里町一、五三一番地先(五味忠明方南側交差点)	中巨摩郡玉穂町極楽寺三二二番地の一先(高橋地区公会堂南側交差点)	東八代郡豊富村木原五六番地先(株)製所山梨工場西側交(株)製所山梨工場西側交(株)製所山梨工場西側交)	東八代郡中道町下向山二、六五四番地先(米倉山ニユータウン入口交差点)	甲府市大里町三九七番地の一先(コスモGS東側交差点)	甲府市大里町三九七番地の一先(五味忠明方南側交差点)	中巨摩郡玉穂町極楽寺三二二番地の一先(高橋地区公会堂南側交差点)
三	一	三	三	三	三	一
府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲
平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二五日 告示第七一号	平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二五日 告示第七一号

に改める。
別表第十四中

四、九四二	四、九四三	四、九四四	四、九四五	一、五	一、五
県道中山	県道中山	市道岩	県道四	町道文	町道文
東八代郡境川村石橋一、六六七番地の一先(中央道下交差点)	東八代郡境川村石橋七五〇番地の一先(宮川育造方北側交差点)	大月市初狩町中初狩二八七番地の一先(小林功治方東側)	北都留郡上野原町鶴島五、四二五番地先(JAクレイン島田店北側交差点)	北都留郡上野原町教線丸	北都留郡上野原町教線丸
四	二	一	二	一	一
石和	石和	大月	上野原	原上野	原上野
平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二八日 告示第七三三号	平成一四年一月二八日 告示第七三三号

五、三四二	削除	石和	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
五、三四三	削除	石和	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号

に、

一〇、五三〇	町道三〇六六号線	中巨摩郡玉穂町中楯一、二七〇番地の二二先(宮沢晴美方西側・南西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十五日 告示第七一七号
--------	----------	-------------------------------------	-----	------------------------

を

一〇、五三〇	町道三〇六六号線	中巨摩郡玉穂町中楯一、二七〇番地の二二先(宮沢晴美方西側・南西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十五日 告示第七一七号
一〇、五三一	市道	甲府市大里町一、四九九番地先(若月方西側交差点西側・東進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五三二	市道	甲府市大里町一、五三一番地先(五味忠明方南側交差点東側・西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五三三	市道	甲府市大里町一、四九〇番地の三先(ウエル21南側・東進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五三四	市道	甲府市大里町八七二番地の三先(赤池方南側・東進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五三五	市道	甲府市大里町八四五番地の二先(グリーンウツド北側・西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五三六	市道	甲府市宮原町二番地の二先(シユベル・ノーヴァ南側・東進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五三七	市道	甲府市大里町八二三番地先(星野一方南側交差点北側・南進車)	南甲府	平成十四年一月二十八日

一〇、五三八	市道	甲府市大里町八一七番地先(星野一方南側交差点南側・北進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五三九	市道	甲府市大里町三八七番地先(サンドラック南東角交差点北側・南進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四〇	市道	甲府市大里町七二七番地先(サンドラック南東角交差点南側・北進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四一	市道	甲府市大里町三九三番地の二先(サンドラック南側交差点南側・北進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四二	市道	甲府市大里町三九七番地の二先(コスモG S東側交差点東側・西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四三	市道	甲府市大里町三五八番地の二先(テイリーストア北側・西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四四	市道	甲府市大里町七五六番地の二先(儀文館北側・西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四五	市道	甲府市大里町七五五番地の二先(儀文館南側・西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四六	村道二〇六九号線	東八代郡豊富村高部四八三番地の二先(中山元彦方西方交差点西側・東進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四七	村道	東八代郡豊富村下向山二、六五四番地先(米倉山ニユータウン入口交差点東側・西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四八	村道一〇七号線	東八代郡豊富村木原一、四八七番地先(株山土井商事精米工場北方交差点東側・西進車両)	南甲府	平成十四年一月二十八日 告示第七三三号
一〇、五四九	村道一〇七号	東八代郡豊富村木原一、四七二番地先(萩原勘太郎方前交差点)	南甲府	平成十四年一月二十八日

一〇、五五八	村道二 四号線	東八代郡境川村大坪二七番地先 (大坪入口交差点南側・北進車 両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号
一〇、五五七	村道	東八代郡境川村三柵六三一番地 先(小野雪枝方南方十字路交差 点北側・南進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号
一〇、五五六	村道	東八代郡境川村三柵六二五番地 の先(小野雪枝方南方十字路 交差点南側・北進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号
一〇、五五五	県道中 道塩山 線	東八代郡境川村三柵六四二番地 の二先(宥峡東技研西側・北進 車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号
一〇、五五四	村道	東八代郡境川村大坪一、九九 番地の先(高橋徳子方西側・ 西進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号
一〇、五五三	県道甲 府玉穂 中道線 (新山 梨環状 道路側 道下り 線)	中巨摩郡玉穂町成島一三九番地 の先(神明川一の橋西側交差 点東側・西進車両)	南甲府	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号
一〇、五五二	県道甲 府玉穂 中道線 (新山 梨環状 道路側 道上り 線)	中巨摩郡玉穂町成島七五六番地 先(神明川二の橋西側交差点西 側・東進車両)	南甲府	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号
一〇、五五一	村道二 六〇二 号線	東八代郡豊富村木原五六番地先 (榊番場製館所山梨工場西側・ 南進車両)	南甲府	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号
一〇、五五〇	村道一 〇七号 線	東八代郡豊富村木原一、八〇三 番地の先(萩原勲太郎方前交 差点東側・西進車両)	南甲府	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号
	線	西側・東進車両)		告示第七三三 号

一、二九六	市道梁 川駅前 線	大月市梁川町綱 之上八四番地 先(梁川駅入口	七〇	車両	終日	大月 平成一四 年一〇月 一〇日
一〇、五五九	村道二 四号線	東八代郡境川村大坪二九二番地 の先(大坪入口交差点北側・ 南進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		
一〇、五六〇	村道	東八代郡境川村石橋一、六六七 番地の先(中央道下交差点南 側・北進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		
一〇、五六一	村道	東八代郡境川村石橋一、六〇三 番地先(中央道下交差点北側・ 南進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		
一〇、五六二	村道	東八代郡境川村石橋一、六〇三 番地先(中央道下交差点北側丁 字路交差点東側・南進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		
一〇、五六三	村道	東八代郡境川村石橋七九三番地 の先(中央道カルバートボツ クス東側・西進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		
一〇、五六四	村道	東八代郡境川村石橋七五〇番地 の先(宮川育造方北側交差点 南側・北進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		
一〇、五六五	村道	東八代郡境川村石橋七一一番地 の先(宮川育造方北側交差点 北側・南進車両)	石和	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		
一〇、五六六	県道大 幡初狩 線	大月市初狩町中初狩二六〇番地 先(柴田栄造方東側・北進車両)	大月	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		
一〇、五六七	県道大 幡初狩 線	大月市初狩町中初狩二、五〇三 番地の三先(リニア実験線宮川 橋梁南側・西進車両)	大月	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		
一〇、五六八	町道湖 南線	北都留郡上野原町鶴島五、四二 五番地先(JAKレイン島田店 北側・西進車両)	上野原	平成一四年一 二月二十八日 告示第七三三 号		

に改める。
別表第十七中

を

一、二九六	市道梁川駅前線	大月市梁川町綱之上八四番地先(梁川駅入口交差点)から大月市梁川町綱之上七九番地先(梁川駅)までの両側	七〇	車両	終日	大月	平成一四年一〇月一〇日告示第五七号
一、二九七	市道(都市計画道路)河中小原築地新居線	甲府市大里町八七二番地の三先(赤池方面交差点)から甲府市大里町三九三番地の一先(コスマGS東側交差点)までの両側	四〇〇	車両	終日	府南甲	平成一四年一月二八日告示第七三号
一、二九八	村道二六〇二(〇六二)号線(シルクライン)	東八代郡豊富村高部一四番地の一先(シルクライン入口交差点)から東八代郡豊富村木原五番地先(株工場製鉛所山梨工場西側交差点)までの両側	二、二〇〇	車両	終日	府南甲	平成一四年一月二八日告示第七三号
一、二九九	県道中塩山(圭)線(林ハスパス)	東八代郡境川村三柵六四二番地の二先(俣峡東の二先)から東八代郡境川村石橋七〇番地先(石橋北交差点)までの両側	一、二八〇	車両	終日	石和	平成一四年一月二八日告示第七三号

一、三〇〇	県道大幡初狩線	都留市大幡二、八一〇番地先(安田久男方西側交差点)から大月市初狩町中初狩二六〇番地先(柴田栄造方東側交差点)までの両側	四、六一〇	車両	終日	都留大月	平成一四年一月二八日告示第七三号
-------	---------	---	-------	----	----	------	------------------

遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。
 なお、検定の有効期間は、平成十七年十一月二十七日までとする。
 平成十四年十一月二十八日

山梨県公安委員会
 委員長 古 屋 忠 彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式名	製造者又は輸入業者名	検定番号
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ジュピタ イクイ ンク 2	株式会社 オリン ピア	二四〇六八〇
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一 番九号	ぱちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR上へ まいりま いす S	株式会 社エ ース 電 研	二〇〇七〇五

株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	レッドラ イオンS VX	株式会社 ソフィア	二二〇七〇九
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	CR・ブ ラボー絶 好鳥X	株式会社 平和	二二〇〇六八一
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	CR・ブ ラボー絶 好鳥J	株式会社 平和	二二〇〇六七二
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	CR・ブ ラボー絶 好鳥Y	株式会社 平和	二二〇〇六三八
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ダブルエ ックス	株式会社 ネット	二四〇六四六
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	スロット パラダイ 03	株式会社 ネット	二四〇六七六
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ゼット 30	株式会社 ネット	二四〇六三一
マルホン工業株式会社 代表	ぱちんこ遊技	CRE	マルホン	二二〇〇七四四

取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	アドベン チャー インアク S X	工業株式 会社	
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	CR・ブ ラボー絶 好鳥X	マルホン 工業株式 会社	二二〇〇六八四
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	CR・ブ ラボー絶 好鳥J	マルホン 工業株式 会社	二二〇〇七三四
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	CR・華王 X1	京楽産業 株式会社	二二〇〇七〇二
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	CR・華王 Z1	京楽産業 株式会社	二二〇〇七二二
奥村遊機株式会社 代表取締役 愛知 野栄作 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二 丁目二番一八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	CR・戦国 喧嘩凧 A J	奥村遊機 株式会社	二二〇〇六八六
奥村遊機株式会社 代表取締役	ぱちんこ遊技	CRE	奥村遊機	二二〇〇六六一

役員 上野 栄作 愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目二番一八号	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	喧嘩風	株式会社	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二番二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	サンペイ R	サミー株 式会社	二四〇六四四
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ドリルギ ヤングル	株式会社 オリンピ ア	二四〇七〇〇
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中西区見寄町一 二五番地	ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRそれ 打て雀士 南場V	タイヨー エレクトク 株式会社	二〇〇六八八

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番